

別 紙

土浦市民くらしの便利帳仕様書

共同発行する「土浦市民くらしの便利帳」の仕様書については、次のとおりとする。

1 くらしの便利帳の印刷等

(1) 名称 土浦市民くらしの便利帳

(2) 発行部数 73,000部

(3) 刷り色 オールカラー

(4) 規格 判型 A4版

ページ 140ページ程度とする。

(うち行政情報ページは70ページ程度)

(5) 組版 写植文字、級数、字詰は見やすさを考慮し、割付けを行う。

(6) 製本 無線綴じ

(7) 編集等の条件

① 企画、編集、印刷、製本に係る一切の業務は、共同発行事業者が行う。その際、企画・編集等については、市と十分協議し、市の承認を得なければならない。

② 市は、テキストデータ（一部手書き原稿あり）で行政情報の提供を行う。

③ 地域情報は、土浦市域その他市が指定する範囲の地域の情報とし、その内容の範囲は、次の④に規定する広告の内容の範囲に準ずるものとする。

④ 掲載できる広告の内容の範囲については、土浦市広告掲載要綱、土浦市広告掲載詳細基準要項及び土浦市民くらしの便利帳共同発行事業取扱要領を遵守する。

2 電子書籍

(1) 便利帳の電子書籍化

便利帳に掲載した地域情報や行政情報等について、利用者の利便性の向上を推進するため、WEB環境を用いた電子書籍化を行う。

(2) 電子書籍の情報サイト

電子書籍は次の情報サイトで提供できるものとする。

① 市が運営するサイト（ホームページ等）

② 共同発行事業者が運営するサイト（地域情報サイト等）

③ その他、土浦市と共同発行事業者双方が認めるもの

(3) 運営管理

電子書籍の製作・管理・運営は、共同発行事業者が行う。

(4) 相互リンク

市ホームページ及び電子書籍の提供サイトから、相互にリンクすることができるものとする。

(5) 著作権の帰属

著作権は、市が提供する行政情報等は全て市に帰属し、共同発行事業者が製作する情報や広告は全て共同発行事業者に帰属する。

3 発行時期

令和8年11月（予定）

4 配布方法

- (1) 共同発行事業者は、発行した便利帳を無償で全世帯に配布する。
- (2) 共同発行事業者は、当初発行時に未配布の世帯から配布の要請があったときは、適宜配布を行うものとする。
- (3) 配布作業においては、漏れがないよう実施するものとする。万が一発生した場合、市はその対応に協力する。また、天変地異や社会情勢の変動により配布作業が危惧される場合は、市と共同発行事業者で協議する。

5 費用負担

共同発行事業者は、発行及び配布に係るすべての費用を負担する。ただし、電子書籍等で特別な仕様が生じた場合は、起因する者が負担する。

6 市民くらしの便利帳共同発行事業申込書について

土浦市民くらしの便利帳共同発行事業取扱要領第5条第1項の企画提案書その他必要な書類については次のとおりとする。

- (1) 土浦市民くらしの便利帳共同発行事業申込書 1部
- (2) 企画提案書 1部

記載すべき事項 1社につき1案 任意様式

- ①共同事業についての考え方、目的
- ②制作体制
- ③事業スケジュール
- ④冊子の仕様
- ⑤他市町村等での実績
- ⑥台割
- ⑦内容（デザインや掲載方法等）
- ⑧広告計画
- ⑨各戸への配布方法等
- ⑩電子書籍について
- ⑪その他PR資料

上記以外にも記載すべき事項がある場合は、記載してください。

- (3) 会社概要等 1部
- (4) 市町村税の滞納がないことを証明する書類（写し可） 1部

上記（2）（3）については、電子データを送付してください。（メール送付可）

7 その他

本仕様書に定めのない事項および本仕様書によって生じた疑義については、双方協議の上、信義誠実をもって解決する。

8 問合せ及び関係書類提出先

〒300-8686 土浦市大和町9番1号

土浦市市長公室広報広聴課

電話：029-826-1111（内線2396）

mail：kouho@city.tsuchiura.lg.jp